

ここが変わる守口市

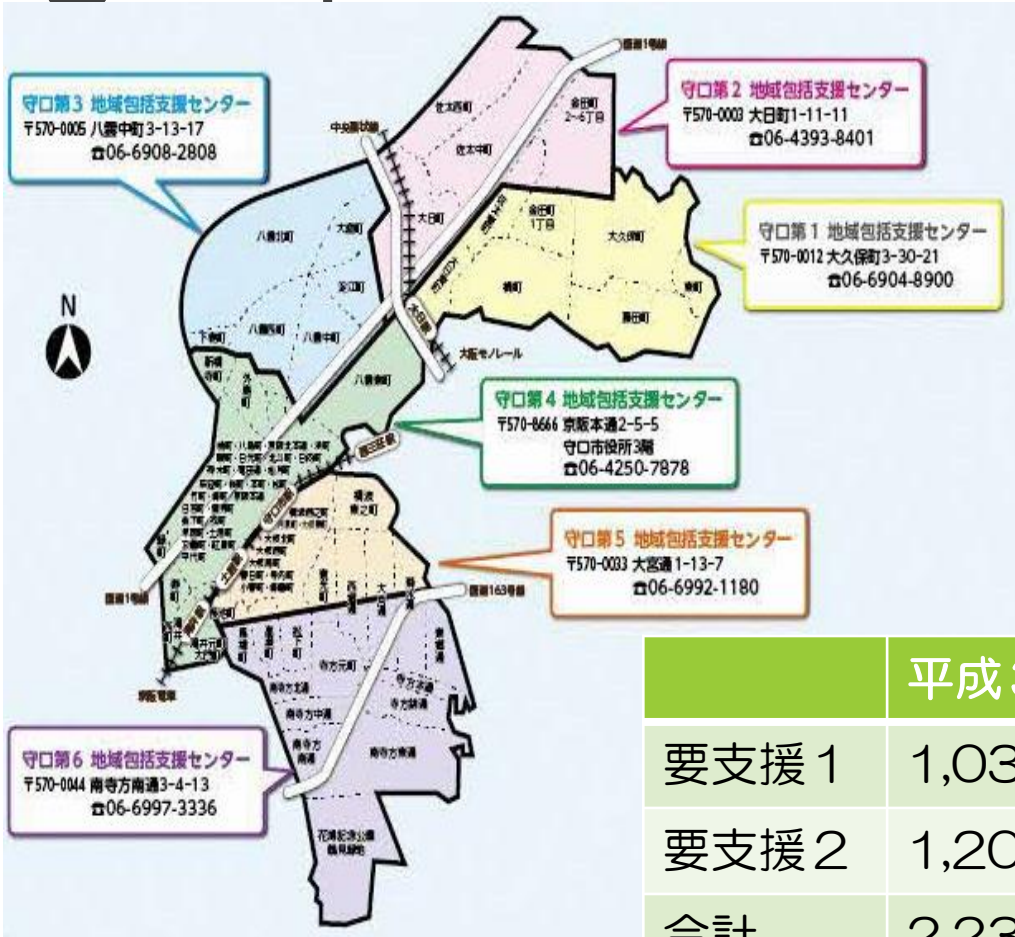
～くすのき広域連合解散後の守口市における
介護予防・日常生活支援総合事業～

2024年1月19日(金)

守口市健康福祉部高齢介護課(くすのき広域連合守口支所)

守口市

令和5年12月1日現在



人口	141,231人
65歳以上	40,172人
高齢化率	28.4%
介護保険料	6,748円

要支援認定者数(各月報月:4月分)

	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
要支援1	1,032人	1,000人	974人	1,023人	1,009人	1,001人
要支援2	1,203人	1,270人	1,299人	1,248人	1,107人	1,033人
合計	2,235人	2,270人	2,273人	2,271人	2,116人	2,034人
事業対象者	216人	185人	148人	116人	88人	

地域で生活している高齢者（包括圏域別）

令和5年4月30日

	第1包括	第2包括	第3包括	第4包括	第5包括	第6包括
人口	34,296人	23,374人	13,542人	28,252人	19,667人	22,439人
高齢者世帯	5,850人	3,341人	2,254人	4,302人	3,544人	3,432人
65歳以上	10,305人	6,103人	4,215人	7,391人	6,111人	6,249人
高齢化率	30.05%	26.11%	31.13%	26.16%	31.07%	27.85%
要介護	1,967人	1,098人	703人	1,184人	1,233人	1,330人
要支援	472人	238人	137人	444人	408人	307人
事業対象者	23人	6人	1人	8人	6人	18人
認知症自立度 （要介護認定者 内訳）	自立417 Ⅰ 374 Ⅱ a152 Ⅱ b475 Ⅲ a258 Ⅲ b61 Ⅳ 79 M 2	自立218 Ⅰ 217 Ⅱ a 33 Ⅱ b281 Ⅲ a172 Ⅲ b19 Ⅳ 41 M 2	自立164 Ⅰ 81 Ⅱ a24 Ⅱ b184 Ⅲ a85 Ⅲ b33 Ⅳ 25 M 6	自立431 Ⅰ 222 Ⅱ a 39 Ⅱ b288 Ⅲ a134 Ⅲ b50 Ⅳ 41 M 5	自立278 Ⅰ 214 Ⅱ a42 Ⅱ b306 Ⅲ a169 Ⅲ b53 Ⅳ 55 M 2	自立277 Ⅰ 246 Ⅱ a101 Ⅱ b275 Ⅲ a154 Ⅲ b52 Ⅳ 83 M 0

介護保険法（抜粋）

●第一条（目的）

（要介護者が）尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う

●第二条 第二項

保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

介護保険法（抜粋）

●第二条 第四項

保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

●第四条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。

・介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

・地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

・一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

・(新)地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業

※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

一般介護予防事業

対象者	65歳以上の全ての高齢者及びその支援のための活動に関わる者	
業務の種類	サービスの内容	実施主体
一般介護予防把握事業	65歳以上の高齢者を対象に包括的支援事業の相談支援業務や地域ネットワークを活用し、閉じこもりや心身機能の低下等、何らかの支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげることで、地域からの孤立を防ぎ、自立した日常生活の継続を可能とする。	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業	パンフレットや広報等による啓発や地域包括支援センターの職員等が地域の通いの場など、介護予防活動拠点において介護予防教室を開催し、住民に介護予防の正しい知識を普及啓発し、健康寿命の延伸を図る。	地域包括支援センター

一般介護予防事業

業務の種類	サービスの内容	実施主体
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材育成や住民主体の通いの場に対し、地域包括支援センター職員による専門的助言や立上げ支援、運動機器の貸出し等により、活動の支援をする。	地域包括支援センター
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、事業の評価を行い、今後の実施方法等の改善を図る。	市
地域づくり介護予防推進事業(地域リハビリテーション活動支援事業)	地域における介護予防の取組みを強化するため、地域ケア会議やサービス担当者会議、また、住民運営主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。	市

介護予防・生活支援サービス

（守口市における総合事業のサービス内容・標準的な状態などは変更なし）

対象者		要支援認定者または65歳以上で基本チェックリストの判定により事業対象に該当した人 ※介護予防ケアマネジメントに基づき、ニーズ及び状態像に応じた適切なサービスを選択		
サービスの種類		サービスの内容		標準的な状態など
訪問型	訪問介護相当サービス	従前の訪問介護と同様 訪問介護員による身体介護、生活援助を提供		身体介護を要する人 3要件・その他精神疾患により、専門職による中長期的なサポートが必要な人
	訪問型サービスA （緩和型）	掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供するサービス※身体介護は含まない <u>原則週1回、月5回まで（ケアマネジメントにより週2回、月10回まで）</u>		介護予防訪問介護相当サービス以外で日常的に家事援助が必要な人
	訪問型サービスB （住民ボランティア型）	家事や見守り等、ボランティアによる生活援助 ※身体介護は含まない		地域の助け合いによる生活援助により介護予防が図れる人

サービスの種類		サービスの内容	標準的な状態など
通所型	通所介護相当サービス	従来の通所介護と同様 中長期的な生活機能向上のための専門職による機能訓練等	3要件・その他精神疾患により専門職の関りが必要な状態で、中長期的なサポートが必要な人
	通所型サービスA (緩和型)	通いの場等一般介護予防事業へのつなぎとして体操等を通じ社会参加を促進 <u>原則週1回、月5回まで（ケアマネジメントにより週2回、月10回まで）</u>	閉じこもり又は自宅入浴困難なため、通いの場等参加が難しく、通所型サービスC利用が現時点で困難な利用者が主に対象
	通所型サービスB (住民ボランティア型)	ボランティア等の運営による交流や介護予防を目的とした取組み	地域住民の助け合いの場で、主体的な参加により介護予防が図れる人
	通所型サービスC (短期集中型)	生活機能を改善するために運動プログラム等を短期集中的に提供するサービス	介護予防通所介護相当サービスの対象以外で医師から運動制限のない人
介護予防ケアマネジメント		自立した生活を送ることができるよう支援計画を作成する等ケアマネジメントを行うサービス	事業対象者、要支援認定者

介護予防・日常生活支援総合事業の考え方

【導入期】
0か月

新規申請者
(要支援・事業対象者)
ただし、新規の利用者に限らない

原則、通所型サービスC
(短期集中型)
からスタート

【集中介入期】
1～3か月

通所型サービスC
(運動口腔栄養プログラム)

【生活期】
4か月以降

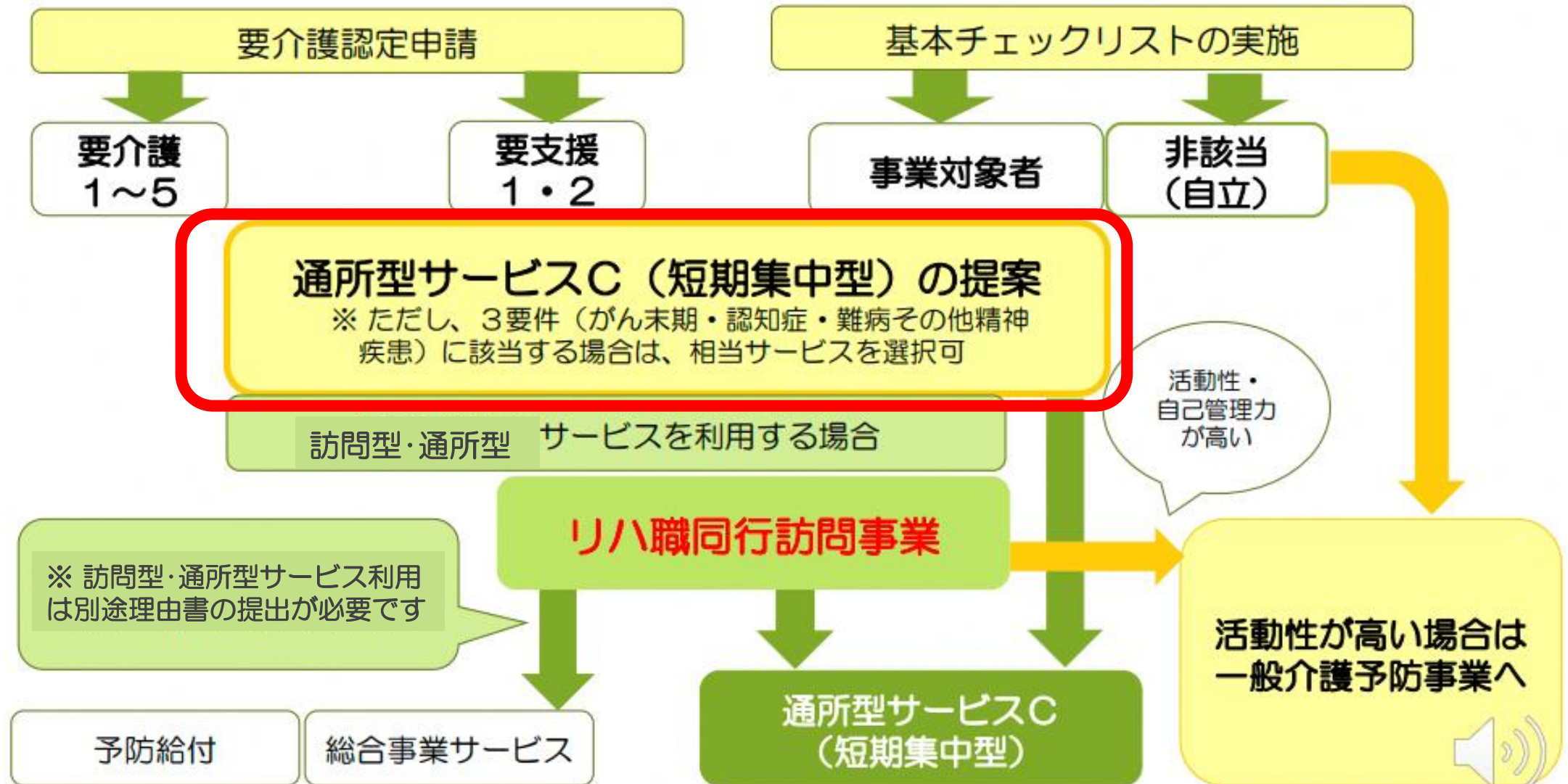
一般介護予防（通いの場等）
などの地域活動等への参加

通所型サービスB
(住民ボランティア型) などの
地域活動等への参加

目 標

「地域社会から離れず給付サービスに頼らず
日常生活が送れる仕組み」

守口市における総合事業について



通所型サービスC（短期集中型）の利用について

対象者：1.要支援1・2と認定された人

2.要介護認定を受けていない人で「基本チェックリスト」により
「事業対象者」に該当した人

利用期間：3か月※プログラムは週1回

※生活課題が解決しない場合、最大3か月延長あり

自己負担

3ヶ月まで：1回300円、延長した場合4ヶ月からは1回500円

設置要件（リハ職の配置を必須化）

栄養・口腔指導を月1回

③サービス開始前の「事前訪問」と終了前の「終了前訪問」について
事業所のリハ職が実施

事前訪問：自宅訪問でアセスメントを行い生活行為の課題の明確化と3ヶ月の目標設定

終了前訪問：課題の達成状況を確認し、サービス終了後の社会活動等を確認

（利用者本人の承諾を得て動画を撮影。担当ケアマネジャーとの連携が必須）

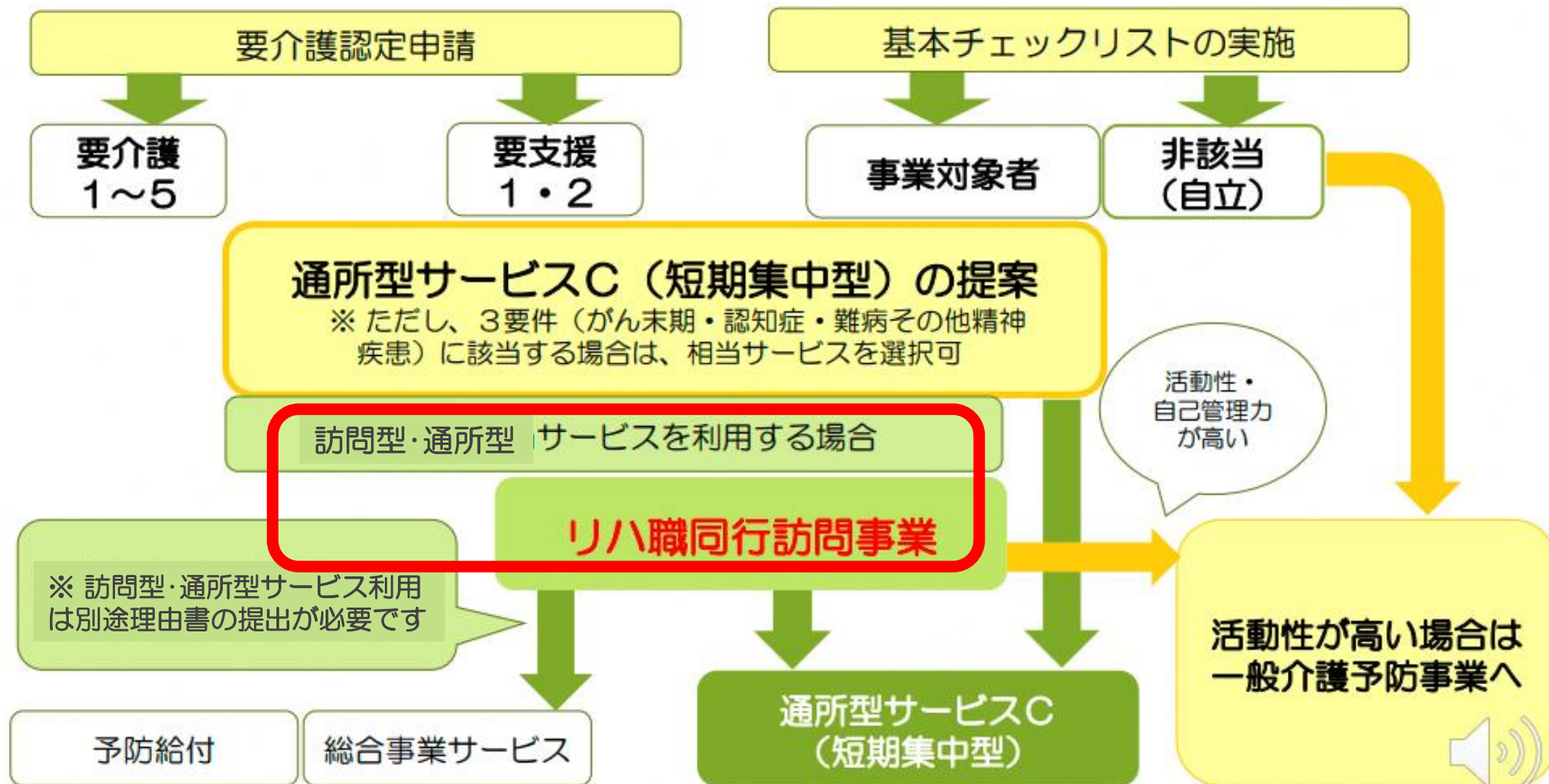
守口市 通所型サービスC（短期集中型）指定事業所

2023/11/1

名称	守口老人保健施設 ラガール	寺方老人保健施設 ラガール	松下介護老人保健 施設はーとぴあ	守口金田ケアセン ターラガール デイサービス	からだナビ教室 （森整形）
住所	〒570-0012 守口市大久保町3丁 目30-15	〒570-0048 守口市寺方本通1丁 目5番5号	〒570-8540 守口市外島町5番 55号	〒570-0011 守口市金田町4丁 目5番16号	〒570-0061 守口市小春町2ー 15 DOIメディ カルセンター1F
提供日	火・金	水	火	水	木
提供時間	13:30ー15:30	13:00-15:00	14:45-16:45	13:00-15:00	14:30-16:30
定員※1	各曜日3人	4人	6人	4人	5人
送迎エリ ア	第1・第2	第5・第6 （第4は要相談）	第3・第4 （他は要相談）	第1・第2・第3 （送迎片道10分程 度）	第4・5・6 （他は要相談）

※1 定員は上限であり、状況により推移します。

守口市における総合事業について



令和3年4月より開始

リハ職同行訪問事業の開始

【内容】 新規に総合事業を利用する方の自宅へ訪問する際、リハビリ専門職（理学療法士もしくは作業療法士）が同行訪問し、ケアマネジャーのアセスメントの支援及び助言を行う。

具体的には・・・

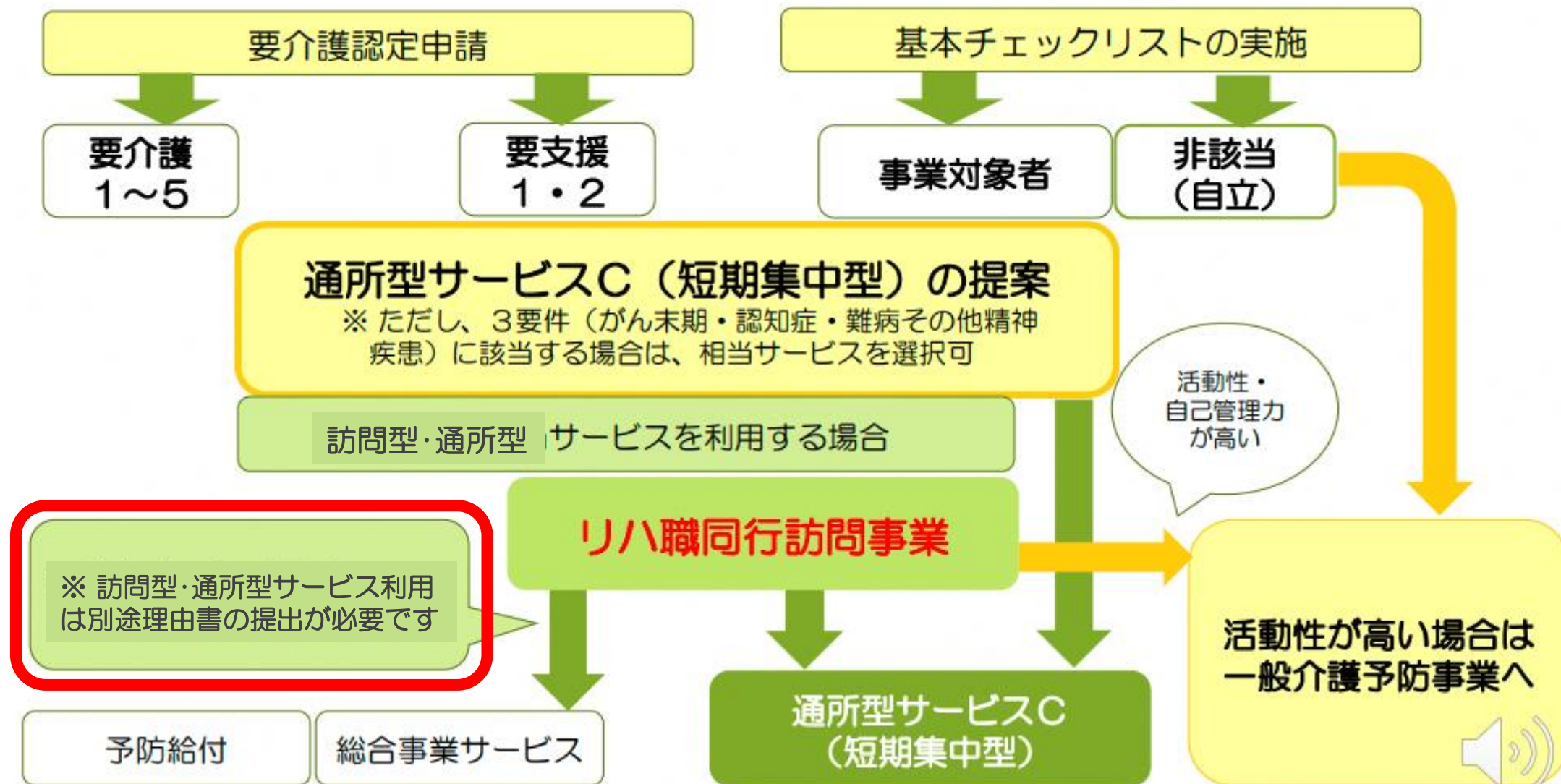
- 生活課題となっている動作の行程分析
- 生活課題の原因の明確化
- 予後予測及び目標の具体化
- 生活課題解決に向けたサービスの選定
- 自宅での自主トシなどの提案



本事業を通して、ケアマネジャーにアセスメントの視点や予後予測及び目標の明確化、課題解決に向けたサービスの選定などを介護予防・自立支援の考え方を身につける。

※リハビリ専門職はあくまで支援としての関りのため、アセスメントや疾病のリスク管理等はケアマネジャーが従来通り行います。

守口市における総合事業について



相当・緩和型サービス(通所介護・訪問介護)利用 理由書										新規	更新
(案)	0							申請年月日	令和 年 月 日		
	年齢						才	性別	☐ 男 ☐ 女		
口番(1・2・3・4・5・6)地域包括支援センター								担当者名			
現在利用サービス(該当項目に印)								担当者名			
現在の介護度								☐ 事業対象者 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2	有効期限	令和 年 月 日	令和 年 月 日
利用希望サービス(該当項目に印)											
☐ 訪問介護 (☐ 給食サービス ☐ 基準緩和型A ☐ 住民ボランティア型B) ☐ 通所介護 (☐ 給食サービス ☐ 基準緩和型A ☐ 住民ボランティア型B ☐ 短期集中型C) ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 通所リハビリテーション ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 住宅改修 ☐ 福祉用具貸与・購入											

⇒①を選択した場合は【A】、②を選択した場合は【B】に進んでください。

【A】相当サービス ※ケアプラン見直しの際に提出が必要

①相当サービス(通所型・訪問型)の利用が必要な理由 (該当項目に印)	
☐ がん末期 ☐ 難病 ☐ 認知症 ☐ その他精神疾患	により専門職のかかりが必要な状態である。
②上記疾患名の確認方法 (該当項目に印)	
☐ 主治医意見書 ☐ 指定医療費(指定難病)受給者証 ☐ 精神障がい者手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証	
☐ その他 ()	

【B】緩和型サービス ※利用期間は1年

①地域リハビリテーション活動支援事業(同行訪問)を利用していますか (該当項目に印)	
☐ はい(報告書を添付)	☐ いいえ
②対象者の状態像、緩和型サービスAが必要な理由 (該当項目に印)	
☐ 自宅に閉じこもりの状態である ☐ 入浴が困難である ☐ 運動制限がある	
☐ その他 ()	
③緩和型サービスの利用期間は1年です。サービス利用期間において、期待される改善状態について記入してください。 なお、サービス利用期間中に課題解決に取り組み、地域活動や通いの場への参加、インフォーマルサービス利用への移行等 を検討してください。	
【作成後の流れ】	
・【A】【B】の記載完了後、居宅介護支援事業所は管轄の地域包括支援センターに提出してください。地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメント検討会議の必要性を検討したうえで、市に提出してください。 ・介護予防ケアマネジメント検討会議が必要と判断された場合は会議開催後、別紙【C】の提出が必要です。	

【地域包括支援センター確認欄】

確認年月日	令和 年 月 日	☐	相当サービスが必要と判断
確認印	守口第(1・2・3・4・5・6)包括	☐	緩和型サービスが必要と判断
※地域包括から 事業作成の委託 を受けている場合		☐	介護予防ケアマネジメント検討会議が必要と判断

【守口市確認欄】

収受 確認印	
-----------	--

理由書

・概ねチェック式の様式（赤枠のみ自由記載）。

・居宅支援事業所→担当包括→保険者（市）に提出。

※サービス利用希望前月の第2火曜日までに提出いただくことを検討中。

・理由書提出後、更なる検討が必要と判断された場合、「介護予防ケアマネジメント検討会議」を実施し、サービス利用の可否検討を図る。

相当・緩和型サービス(通所介護・訪問介護)利用 理由書												新規	更新			
(案)	者番号	0	0									申請年月日	令和	年	月	日
	フリガナ										年 齢	才	性 別	☐	男	
	氏 名													☐	女	
	担当圏域	守口第(1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6)地域包括支援センター										担当者名				
	居宅介護(介護予防)支援事業所											担当者名				
	現在の介護度	☐ 事業対象者 ☐ 要支援1 ☐ 要支援2								有効期限	令和 年 月 日～令和 年 月 日					
利用希望サービス(該当項目に☑)																
☐ 訪問介護 (☐ 相当サービス ☐ 基準緩和型A ☐ 住民ボランティア型B)																
☐ 通所介護 (☐ 相当サービス ☐ 基準緩和型A ☐ 住民ボランティア型B ☐ 短期集中型C)																
☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 通所リハビリテーション ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 住宅改修 ☐ 福祉用具貸与・購入																

⇒①を選択した場合は【 A 】、②を選択した場合は【 B 】に進んでください。

【 A 】相当サービス ※ケアプラン見直しの際に提出が必要

①相当サービス【通所型・訪問型】の利用が必要な理由 (該当項目に☑)	
☐ がん末期 ☐ 難病 ☐ 認知症 ☐ その他精神疾患	により専門職のかかりが必要な状態である。
②上記疾患名の確認方法 (該当項目に☑)	
☐ 主治医意見書 ☐ 指定医療費(指定難病)受給者証 ☐ 精神障がい者手帳・自立支援医療(精神通院)受給者証	
☐ その他 (	)

(案)

【B】緩和型サービス ※利用期間は1年

①地域リハビリテーション活動支援事業(同行訪問)を利用していますか (該当項目に☑)

☐ はい(報告書を添付) ☐ いいえ

②対象者の状態像、緩和型サービスAが必要な理由 (該当項目に☑)

☐ 自宅に閉じこもりの状態である ☐ 入浴が困難である ☐ 運動制限がある
☐ その他 ()

③緩和型サービスの利用期間は1年です。サービス利用期間において、期待される改善状態について記入してください。
なお、サービス利用期間中に課題解決に取り組み、地域活動や通いの場への参加、インフォーマルサービス利用への移行等を検討してください。

【作成後の流れ】

- ・【A】【B】の記載完了後、居宅介護支援事業所は管轄の地域包括支援センターに提出してください。地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメント検討会議の必要性を検討したうえで、市に提出してください。
- ・介護予防ケアマネジメント検討会議が必要と判断された場合は会議開催後、別紙【C】の提出が必要です。

その他の高齢者支援事業（令和6年4月以降）

○紙おむつ 配送業者の宅配から給付券へと変更

○福祉用具購入 事前申請制を導入

○タクシー助成 要介護4・5から要介護1～3で車椅子常用の方へ対象者を拡大

○おうちであんしん高齢者見守り支援事業

ご清聴ありがとうございました



お電話等でのご質問はご遠慮ください。
メールで受付し、ホームページ上で回答いたします。
ご理解の程よろしくお願いいたします。

Mori_kaigo@city-moriguchi-Osaka.jp